

環 境



海辺の生物観察会（黒島海浜公園）

環 境

1 環 境 政 策

(1) 環境基本計画推進

ア 年次報告書作成

新居浜市環境基本条例第10条に基づき、平成22年度の環境施策の実施状況や環境の状況をとりまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し公表した。

イ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS（通称ニームス）により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

ウ 改正省エネ法への対応

「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正により、平成22年4月より新居浜市も特定事業者の指定を受けたため、全庁的な省エネ推進組織を発足し、省エネの推進や啓発について協議した。また、特にエネルギー使用量の多い施設を重点的に、管理標準を作成し、これに基づく省エネ評価を継続的に行うこととした。

エ 地球温暖化対策地域計画の策定

平成23年度から平成25年度にかけて、新居浜市域全体の温室効果ガス排出量を算出し、それぞれの削減目標値を設定して、削減に向けた取り組みを行うための計画を策定する。平成23年度は、新居浜市の課題や特性を整理し、市民・事業者へのアンケートを実施し、市域の温室効果ガス排出量を算出した。

(2) 環境活動推進

ア 新居浜市地球高温化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球高温化防止対策等を協議し、継続的に取り組むこととした。平成23年度は、マイバッグ持参推進、エコドライブの普及促進、節電・節水、ごみの減量を柱とし、環境学習講座を開催した。マイバッグ持参推進キャンペーンの実施や、市内全小学校を対象にエコライフシールを作成・配布し、全市的な意識啓発を図った。

イ にいはま環境市民会議

平成19年7月設立。市協働で環境保全活動の推進に取り組む。平成23年度は市の委託事業として炭焼き体験、環境家計簿普及、自転車マイレージ、生ごみ処理啓発活動、環境活動PR用ディスプレイの作成・設置などを実施した。

ウ みどりのカーテン普及

省エネ意識啓発のため、自宅でゴーヤを育て、「みどりのカーテン」を育成するモニター50世帯に登録してもらい、育成報告を集約し広報を行った。

(3) 環境自治体会議開催

新居浜市は平成15年より環境自治体会議に登録。環境自治体会議は事務局を東京に置き、毎年5月には登録自治体において総会及び環境学習会を大規模に開催している。

平成23年度は、5月25日・26日・27日の3日間、新居浜市において「第19回環境自治体会議にいはま会議」を開催し、市内・市外から延べ2,300名の参加者を集めた。

2 環 境 衛 生

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内約40カ所を巡回して犬の登録と予防注射を実施している。ただし、平成7年度から狂犬病予防法の改正により、犬の登録は生涯1回となった。（登録手数料 3,000円、注射料 2,850円）

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

| 区分 | 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予 防 接 種 数 | | 4,385 | 4,451 | 4,458 | 4,292 | 4,278 |
| 処分(引き取り、その他) | | 283 | 247 | 247 | 155 | 139 |

イ こん虫駆除

衛生害虫(蚊・ハエ)の発生源は、公共発生源と家庭内発生源に分けられるが公共発生源については、4月から10月を中心に業務委託により駆除活動を行っている。

家庭内発生源については、必要希望世帯に窓口で薬剤を無料配布し駆除を行っている。

(2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

この公営葬儀は、祭壇の飾付、仏神具及び葬祭用品の供与並びに霊柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

ア 葬祭具・霊柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の105を乗じて得た額。(10円未満は切り捨て)

葬祭具 (単位：円)

| 使用料区分 区分 | 使 用 料 | |
|-----------------------|--------|--------|
| | 大 人 | 小 人 |
| 祭壇一式 (仏式または神式) | 45,000 | 45,000 |
| 仏、神具一式 (棺箱、骨箱、その他) | 19,000 | 16,500 |

霊柩自動車 (15.4.1改定・単位：円)

| 車種別使用料 距離区分 | 普通車 | 特別車 |
|---|------------|--------|
| | 10キロメートル以下 | 12,970 |
| 10キロメートルを超え 20キロメートル以下 | 15,400 | 23,530 |
| 20キロメートルを超え 30キロメートル以下 | 18,860 | 29,290 |
| 30キロメートルを超え 40キロメートル以下 | 22,300 | 35,040 |
| 40キロメートルを超え 50キロメートル以下 | 25,760 | 40,800 |
| 50キロメートルを超え 150キロメートル以下 (20キロメートルまで を増すごとの加算額) | 5,530 | 9,220 |

イ 使用状況 (単位：件)

| 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|------|----|-----|-----|-----|----|
| 申請件数 | 95 | 104 | 111 | 101 | 85 |

(3) 火葬場

ア 施設の概要

| 区 分 | 新居浜市斎場 | 大島火葬場 | 別子山火葬場 |
|---------|-----------------------------------|-----------|-------------|
| 所在地 | 磯浦町19番1号 ☎34-8163 | 大島甲1254番地 | 別子山乙540番地の1 |
| 敷地面積 | 1万4,190.58㎡ | 243.71㎡ | 516.45㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建 | 木造平家建 | 鉄骨造平家建銅板瓦棒葺 |
| 建物面積 | 1,787.64㎡ | 28.66㎡ | 65.13㎡ |
| 開設年月 | 昭和59年4月 | 昭和30年1月 | 平成4年3月 |
| 火葬炉数(基) | 火葬炉(8)、汚物炉(1) | 火葬炉(1) | 火葬炉(1) |
| 室構成 | 待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等 | — | — |
| 事業費 | 建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円 | — | — |

使用料

(9.4.1 改定)

| 火葬場名称 | 施設名称 | 種 別 | 単 位 | 使用料 (円) | | 摘 要 |
|--------------|-------|-------|-----------|---------|--------|--|
| | | | | 市内居住者 | 市外居住者 | |
| 新居浜市 斎 場 | 火 葬 室 | 12歳以上 | 1 体 | 無 料 | 15,000 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 ・手術肢体、産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに210円を加算する。 |
| | | 12歳未満 | 1 体 | 無 料 | 9,000 | |
| | | 死産児 | 1 胎 | 無 料 | 3,000 | |
| | 汚物炉室 | 手術肢体 | 10キログラム以内 | 2,100 | 6,300 | |
| | | 産汚物 | 10キログラム以内 | 2,100 | 6,300 | |
| | 霊安室 | 遺体保管 | 1回(2日以内) | 1,050 | 3,150 | |
| | 式 場 | 葬 儀 | 1回(3時間以内) | 5,250 | 15,750 | |
| 待合室 | | | 無 料 | 無 料 | | |
| 大島火葬場 | 火 葬 室 | 12歳以上 | 1 体 | 無 料 | 1,000 | |
| | | 12歳未満 | 1 体 | 無 料 | 1,000 | |
| | | 死産児 | 1 胎 | 無 料 | 500 | |
| 別子山 火 葬 場 | 火 葬 室 | 12歳以上 | 1 体 | 無 料 | 15,000 | |
| | | 12歳未満 | 1 体 | 無 料 | 9,000 | |
| | | 死産児 | 1 胎 | 無 料 | 3,000 | |

イ 使用状況

| 区分 | | 年度 | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 斎 場 | 火 葬 室 | 1,470 | 1,393 | 1,468 | 1,495 | 1,506 |
| | 汚物炉室 | 31 | 36 | 43 | 36 | 29 |
| | 霊安室 | 14 | 12 | 17 | 27 | 14 |
| | 式 場 | 21 | 11 | 8 | 8 | 7 |
| 大島 | 火 葬 場 | 1 | 2 | — | — | — |
| 別子山 | 火 葬 場 | — | — | — | — | — |
| 計 | 火 葬 場 | 1,471 | 1,395 | 1,468 | 1,495 | 1,506 |
| | 汚物炉室 | 31 | 36 | 43 | 36 | 29 |
| | 霊安室 | 14 | 12 | 17 | 27 | 14 |
| | 式 場 | 21 | 11 | 8 | 8 | 7 |

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

| 墓 地 名 | 設置場所 | 面積 (㎡) |
|----------|-----------|-----------|
| 第1 真光寺墓地 | 中村484番地の1 | 24,486.00 |
| 第2 真光寺墓地 | 中村483番地の4 | 3,299.00 |
| 土ヶ谷墓地 | 磯浦町15番 | 15,154.25 |
| 黒岩墓地 | 王子町5番 | 2,930.21 |

使用料(永代) 0.1㎡あたり2万1,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

墓園の造成は、昭和51年度から工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を建設した。また、平成2年度に第3平尾墓園として第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区409区画の1,738区画を計画・着工、そのうち第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区は416区画が完成し、供用を開始した。

また、平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を整備し平成22年度から供用を開始した。

| 区 分 | 第 1 平尾墓園 | 第 2 平尾墓園 | 第 3 平尾墓園 |
|------------|--------------------------------------|--------------|-----------|
| 所 在 地 | 観音原町甲894番地の1 | 観音原町乙106番地の2 | 郷乙154番地の3 |
| 敷地面積 (㎡) | 9,950 | 5,061 | 15,098 |
| 墓域面積 (㎡) | 6,415 | 5,061 | 7,305 |
| 1区画面積 (㎡) | 3.3 | 3.3 | 3.3 |
| 墓所区画数 (区画) | 1,530 | 501 | 1,745 |
| 主 な 施 設 | 管理事務所・休憩所 (東屋・パーゴラ) トイレ・駐車場・給水施設・照明灯 | | |
| 総事業費 (千円) | 252,179 | 86,459 | 507,491 |
| 永代使用料 (円) | 1区画 52万5,000 | | |
| 管 理 料 (円) | 1区画 4万2,000 (20年分) | | |

| 区 分 | 第 2 平尾墓園合葬納骨施設 | | |
|---------|---|--|--|
| 所 在 地 | 観音原町乙106番地の2 | | |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造平屋建 | | |
| 延床面積(㎡) | 174.92 | | |
| 開 設 年 月 | 平成22年4月 | | |
| 主 な 設 備 | 合葬式納骨壇(一体用) 2基200区画(200体分) 合葬式納骨壇(二体用) 5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか | | |
| 使 用 期 間 | 合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代 | | |
| 使 用 料 | 合葬式納骨壇(一体用)…1年につき1万500円 合葬式納骨壇(二体用)…1年につき2万1,000円 合葬室…1体につき1万500円 | | |

(5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄、浮遊粉じんの測定機を設置して以来整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

| 測定局名 | 高 津 | 泉 川 | 多 喜 浜 | 金 子 | 中 村 | 工 業 高 |
|-----------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 二 酸 化 硫 黄 | ○ | | ○ | ● | ● | ● |
| 浮遊粒子状物質 | ○ | | ○ | ● | ● | ● |
| 窒 素 酸 化 物 | ○ | ○ | | ● | ● | |
| オキシダント | ○ | ○ | | ● | ● | |
| 炭 化 水 素 | ○ | ○ | | ● | ● | |
| 風 向 ・ 風 速 | ○ | ○ | ○ | ● | ● | ● |

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川13地点について定期的に水質調査を実施している。また環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

さらに有機塩素系物質による地下水汚染の実態把握にも努めている。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法、愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理、規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動規制法による各種届出書類の受理、規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

| 種類 年度 | 大気 | 水質 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌 地盤 | その他 | 計 |
|----------|----|----|----|----|----|----------|-----|-----|
| 19 | 98 | 6 | 12 | 1 | 10 | 0 | 0 | 127 |
| 20 | 70 | 4 | 14 | 1 | 9 | 0 | 0 | 98 |
| 21 | 62 | 10 | 13 | 1 | 10 | 0 | 1 | 97 |
| 22 | 88 | 4 | 20 | 1 | 5 | 0 | 3 | 121 |
| 23 | 87 | 12 | 17 | 1 | 20 | 0 | 7 | 144 |

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

| 協定締結年月日 | 協定締結企業(組合)名 |
|-------------|------------------|
| 昭和45年12月28日 | 住友金属鉱山株式会社東予製錬所 |
| 昭和51年11月20日 | 新居浜工業団地協同組合 |
| 昭和52年 2月 8日 | 協同組合新居浜重機械工業団地 |
| 平成21年11月 4日 | 住友金属鉱山株式会社 |
| " | 住友化学株式会社 |
| " | 住友重機械工業株式会社 |
| " | 住友共同電力株式会社 |
| " | 日本エイアンドエル株式会社 |
| " | 日本ケッチェン株式会社 |
| " | 新居浜電子株式会社 |
| " | 住友重機械ハイマテックス株式会社 |

3 生活環境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、平成23年度は、許可業者3業者と委託業者3業者により収集をしていた。平成24年度からは、許可業者3業者と委託業者2業者での収集を行う。

平成23年度委託料 2,786万7,875円

イ 収集状況

(平成23年度)

| 区 分 | 委託業者 | | 許 可 業 者 | | 計 |
|----------|-------|--------|---------|------|--------|
| | し 尿 | し 尿 | し 尿 | 浄化汚泥 | |
| 収集量 (kl) | 1,473 | 19,837 | 14,609 | | 35,919 |
| 車 両 (台) | 1,012 | 11,117 | 5,034 | | 17,163 |

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(18.4.1 改定)

| 区 分 | 適 用 範 囲 | 料 金 (円) |
|------------------|-------------------------|----------------------------|
| し 尿 処 理 | 従量制 し尿の収集、運搬 及び処分 | 18リットルにつき 189 |
| | | 18リットルに満た ない端数につき 94 |

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

平成23年度補助設置基数 56基

総事業費 1,921万8,000円

平成23年度までの補助事業設置累計は1,786基となっている。

(2) ごみ処理

ア 収集方法

一般家庭から排出されるごみは、平成18年4月から行っている9種分別をもとに平成21年10月から新9種分別(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)により収集するように変更した。収集業務はすべて業者に委託している。

イ ごみ量

(単位：t)

| 区分 年度 | 収 集 量 (パトロール車の収集は含まない) | | | | | | | | | | 直 接 搬入量 |
|----------|------------------------|-----------------|-------|-------|------------|-------------|------|-------------|-------------|--------|------------|
| | 燃やす ごみ | プラスチ ックごみ | 資源ごみ | 古紙類 | ペット ボトル | 小 型 破砕ごみ | 雑ごみ | 破 碎 大型ごみ | 埋 立 大型ごみ | 合 計 | |
| 19 | 22,497 | 2,280 | 1,462 | 3,463 | 248 | 144 | 695 | 611 | 132 | 31,532 | 26,151 |
| 20 | 22,330 | 2,232 | 1,388 | 2,444 | 242 | 140 | 804 | 611 | 0 | 30,191 | 19,912 |
| 21 | 11,272 | 1,125 | 731 | 891 | 141 | 67 | 405 | 325 | — | 29,057 | 19,079 |
| | 燃やす ごみ | プラスチック 製容器包装 | びん | 缶 | 古紙類 | ペット ボトル | 有害ごみ | 不燃ごみ | 大型ごみ | | |
| 22 | 10,474 | 869 | 562 | 188 | 1,337 | 98 | 24 | 308 | 240 | 29,180 | 18,184 |
| | 燃やす ごみ | プラスチック 製容器包装 | びん | 缶 | 古紙類 | ペット ボトル | 有害ごみ | 不燃ごみ | 大型ごみ | | |
| 23 | 21,901 | 1,644 | 1,012 | 395 | 2,758 | 242 | 56 | 648 | 524 | 29,229 | 19,072 |
| | 22,066 | 1,522 | 952 | 357 | 2,834 | 222 | 58 | 645 | 573 | | |

※ 平成21年度、上段は9月までの上半期、下段は10月からの下半期。

注1：雑ごみには有害ごみを含む。

注2：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。

ウ 収集委託の状況 (平成21年10月～)

| | 市内(大島・別子山地区を除く) | | 大 島 地 区 | | 別 子 山 地 区 | |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------------|---------|-----------------------|-----------|----------------|
| 燃 や す ご み | 6 業者 | 機械車 (2t 積) 11台 | 1 業者 | 小型ダンプ車 (0.7t 積) 1台 | 1 業者 | ダンプ車 (2t 積) 1台 |
| プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 | 3 業者 | 機械車 (2t 積) 3台 | | | | |
| びん・缶・有害ごみ | 2 業者 | ダンプ車 (2t 積) 4台 | | | | |
| 古 紙 類 | 3 業者 | ダンプ車 (2t 積) 3台 | | | | |
| 不 燃 ご み | 1 業者 | ダンプ車 (2t 積) 1台 | | | | |
| ペ ッ ト ボ ト ル | 1 業者 | 機械車 (2t 積) 1台 | | | | |
| 大 型 ご み | 2 業者 | ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四貨物車 2台 | | | | |
| ふ れ あ い 収 集 | 1 業者 (車輛は収集先・収集 件数により適宜対応) | | | | | |

注：平成23年度委託料 3億467万7,597円

エ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。動物の死体、多量のごみ及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(20.9.28改定・単位：円)

| 区 分 | 適 用 範 囲 | 料 金 |
|------------------------|--|---|
| 一般廃棄物 処理手数料 | 動 物 の 死体処理 | 犬、ねこ等 1体につき 210 |
| | 多 量 の ごみ処理 | 事業活動に 伴って排出 される事業 所及び商店 のごみ 1車につき 100キログ ラムまでご と 800 |
| 産 業 廃 棄 物 処 理 手 数 料 | 市長が種類 その他処分 に関する事 項を定めて 告示したも の | |

オ 分別収集

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成18年4月からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施

した。

なお、大型ごみについては、従来のステーション方式を廃止し、平成13年度から戸別収集方式に変更するとともに、再使用・再利用の促進に努めている。

平成21年10月からは、新9種分別（燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ）により収集している。また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯の戸別収集（ふれあい収集）を実施している。

カ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみ回収活動を行っている民間団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

| | |
|--------|-------------|
| 平成23年度 | 187団体 |
| 資源回収量 | 2,028,652kg |
| 奨励金額 | 10,136,745円 |

キ 生ごみ処理容器の普及促進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみの減量化を図る目的で、平成3年度よりコンポスト、平成7年度より水切り容器、平成12年度より電気式生ごみ処理機を設置する者に対して補助金を交付している。コンポストについては、年度内1世帯につき1基まで、水切り容器については年度内1世帯につき2基までをそれぞれ3,000円を限度に半額を補助、電気式生ごみ処理機については、5年度内1基までを20,000円を限度に半額を補助することにより普及を図っている。

| | | |
|--------|-----------|----------|
| 平成23年度 | コンポスト | 76基 |
| | 水切り容器 | 32基 |
| | 電気式生ごみ処理機 | 28基 |
| 補助金額合計 | | 803,900円 |

ク 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第四次長期総合計画において、リサイクルを基本とした分別排出・収集、処理施設の整備等、総合的な処理体系を確立することを目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月及び平成23年11月に見直しを行った。

ケ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所126団体)を中心に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を通して市民の美化意識の向上を図ることを目的に昭和62年から実施している。

コ きれいなまち新居浜をみんなで作る条例

市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定された。(平成14年4月1日施行)

サ 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。(平成14年4月1日施行)

シ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)の持ち去りを禁止することにより、ごみステーションで多発する古紙の抜き去りを防止し、ごみステーション周辺の交通の安全の確保、資源化物の売却による本市の歳入の確保及び安定したリサイクルルートを確保するため、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

ス レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設立し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業所(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所、新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在5事業者15店舗)

セ 不用品情報登録制度

ごみの減量と環境意識の向上を図ることを目的として、平成8年から家庭での不用品の交換制度を実施、平成13年からは、「不用品伝言板」を設置している。これは、不用品を譲りたい人、探している人が、掲示票をもとに互いに情報を交換し、地域でのリサイクルの推進を図るシステムである。

ソ ごみの減量・リサイクルの推進

平成23年度より、市役所1階ロビーにおいて、可燃ごみとして処理されている不用となった衣類、廃食用油の回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。現在、ごみパトロール車1台に廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料を使用している。

4 環 境 施 設

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3カ年継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225 |
| 敷地面積 | 約28,000㎡ |
| 竣工 | 平成15年3月 |
| 総事業費 | 約124億円 |
| 建設工事費 | 110億400万円 |
| 延床面積 | ごみ焼却施設 …… 12,813㎡ 粗大ごみ処理施設 …… 2,881㎡ 管理棟 …… 1,804㎡ |

ア ごみ焼却施設

| | |
|---------|---|
| 処理能力 | 201トン/日 (67トン/日×3炉) |
| 焼却炉形式 | 全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉 |
| 余熱利用設備 | 発電設備 ・蒸気タービン及び発電機 (定格出力：1,950kw) ・場内冷暖房及び給湯等 |
| 排ガス処理設備 | ばいじん……バグフィルタ 硫酸化物……消石灰噴霧 塩化水素……消石灰噴霧 窒素酸化物……脱硝触媒塔 ダイオキシン類…活性炭噴霧 |

イ 粗大ごみ処理施設

| | |
|------|---|
| 処理能力 | 40トン/日 (5時間) |
| 破碎型式 | 前処理破碎……せん断回転式 粗大ごみ破碎……衝撃回転式 |
| 回収物 | 鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、不燃物 |
| 運営状況 | 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(焼却施設管理係)、運転部門は民間会社に委託 平成23年度委託料 2億4,658万円 |

(ア) 運転状況

(平成23年度)

| 区 分 | 1号炉 | 2号炉 | 3号炉 | 計 | 衝撃破碎機 | 前処理破碎機 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 運転時間(h) | 4,505 | 6,203 | 4,887 | 15,595 | 662 | 880 |
| 処 理 量(t) | 11,451.78 | 15,886.47 | 12,591.10 | 39,929.35 | 2,445.83 | 1,381.28 |

(イ) 資源化状況

| 品 名 | 資源化量 (t) |
|-----------|----------|
| 破 碎 ア ル ミ | 44.58 |
| 破 碎 鉄 等 | 565.55 |
| 新 聞 紙 | 34.62 |
| 雑 誌 | 61.69 |
| 段 ボ ー ル | 70.51 |
| 計 | 776.95 |

(2) リサイクル推進施設

リサイクルプラザは老朽化により施設の運転を終了し、リサイクル推進施設を平成21年10月から供用開始した。施設は、プラスチック製ごみ・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設及び資源ごみ(びん)保管施設等から成り、リサイクル推進の拠点施設である。

ただし、ペットボトル資源化処理施設は、旧清掃センターで継続して運転している。

施設概要

| | |
|------|----------------------------------|
| 所在地 | 観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225 |
| 竣工 | 平成21年9月 |
| 総事業費 | 約5億7,000万円 |
| 延床面積 | リサイクル棟 1,848.10㎡ ストックヤード 300㎡ |

処理能力 プラスチックごみ処理施設 6.4 t /日 (5 h)
 資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t /日 (5 h)
 不燃ごみ処理施設 4.9 t /日 (5 h)
 資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t /日

ペットボトル資源化処理施設

施設面積 約400㎡
 処理能力 2.0 t /日 (5 h)
 事業費 5,460万円
 完成 平成18年 3月
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(リサイクル施設管理係)、運転部門は民間会社に委託
 平成23年度委託料 7,244万円

浸出水処理方法 公共下水道へ放流
 埋立方式 水中投棄方式
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(最終処分場係) 運転部門は民間会社に委託
 平成23年度委託料 2,041万2,000円

処理状況

| 年度 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 処理量 (t) | 2,559 | 2,269 | 1,744 | 1,955 |

(ア) 運転状況 (平成23年度)

| 施設名 | 稼働時間 (h) | 処理量 (t) |
|--------------|----------|----------|
| プラスチックごみ処理施設 | 1,758.20 | 1,526.09 |
| 資源ごみ(缶)処理施設 | 1,159.40 | 373.28 |
| 資源ごみ(びん)処理施設 | - | 998.12 |
| 不燃ごみ処理施設 | 1,439.10 | 713.69 |
| ペットボトル資源化施設 | 658.70 | 221.64 |

(イ) 資源化状況 (平成23年度)

| 品名 | 資源化量 (t) |
|-------------|----------|
| スチール缶プレス | 206.50 |
| アルミ缶プレス | 145.55 |
| 白色カレット | 445.39 |
| 茶色カレット | 447.47 |
| その他色カレット | 105.26 |
| ペットボトル | 199.59 |
| プラスチック製容器包装 | 958.93 |
| 使用済乾電池・蛍光灯 | 45.59 |
| 計 | 2,554.28 |

(3) 最終処分場

平成17年度から3カ年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立を開始した。

(但し、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

所在地 菊本町二丁目817番2地先
 ☎ 37-5300

事業費 約82億円
 (護岸建設工事等を含む)

完成 平成20年 3月

埋立面積 24,000㎡

埋立容量 363,116m³

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3カ年継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新した。

所在地 阿島二丁目20番5号
 ☎ 45-3077

敷地面積 9,512㎡
 事業費 25億4,761万6,000円
 完成 平成2年 3月
 処理能力 140kl /日
 処理方法 二段活性汚泥法(低希釈)+高度処理
 建物構造 処理棟 鉄筋コンクリート地下
 1階・地上2階
 3,937.79㎡
 管理棟 鉄筋コンクリート地上
 2階 676.60㎡
 倉庫棟 鉄筋コンクリート平家
 126.00㎡

受入・貯留設備 破碎機、ドラムスクリーン、スクリュープレス、各貯留槽
 1・2次処理設備 低希釈二段活性汚泥処理設備
 高度処理設備 凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備

汚泥処理設備 汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備

脱臭設備 薬液洗浄脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃焼脱臭設備、生物脱臭設備

運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託している。
 平成23年度委託料 5,312万円

処理状況 (平成23年度)

| 区分 | 委託業者 | | 許可業者 | | 計 |
|---------|-------|--------|--------|--|--------|
| | し尿 | | 浄化槽汚泥 | | |
| 搬入量 (t) | 1,387 | 19,837 | 14,610 | | 35,834 |
| 割合 | 59.2% | | 40.8% | | 100% |

5 公共下水道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。

昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公共用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。

第2期事業として昭和57年度、認可区域を497ヘクタールに拡大した。

第3期事業として昭和61年度に計画決定区域を1,269ヘクタールに、認可区域を810ヘクタールに拡大した。

第4期事業として昭和62年度に認可区域を1,030ヘクタールに拡大した。

第5期事業として昭和63年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ1,865ヘクタールに拡大した。

その後、平成15年度に下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し直し、第6期事業として平成17年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ2,127ヘクタールに拡大し、整備を進めてきた。

面整備の進捗に伴い、第7期事業として平成23年度に計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,367ヘクタールに拡大し、安全で快適な生活環境の確保のため、また総合的な雨水対策を実施すべく積極的な事業展開を図っている。

(1) 全体計画と現況 (平成23年度末)

| 区分 | 全体計画 | 事業計画 | 現況 | |
|-----------------------------|----------------|---------|---------|--------|
| 面積 (ha) | 4,453 | 2,367 | 1,822 | |
| 処理人口 (人) | 119,400 | 87,710 | 71,833 | |
| 管渠延長(汚水) (m) | 842,500 | 529,610 | 402,258 | |
| ポンプ場 | 汚水中継ポンプ場 | 1 | 1 | 0 |
| | 雨水ポンプ場 | 13 | 10 | 9 |
| 終末処理場 | 1 | 1 | 1 | |
| 日平均汚水量 (m ³ /日) | 58,570 | 40,050 | 32,900 | |
| 日最大汚水量 (m ³ /日) | 68,450 | 47,240 | 38,700 | |
| 時間最大汚水量 (m ³ /日) | 101,440 | 68,450 | 56,100 | |
| 総事業費 (百万円) | 223,870 | 116,930 | 104,245 | |
| 内訳 | 管渠・ポンプ場費 (百万円) | 195,148 | 95,346 | 84,273 |
| | 処理場費 (百万円) | 28,722 | 21,584 | 19,972 |

(2) 公共下水道普及状況 (24.4.1 現在)

| 事業計画区域面積 (ha) | 現在処理面積 (ha) | 整備率 (%) |
|---------------|-------------|---------|
| 2,367 | 1,822 | 77.0 |
| 住民基本台帳人口 (人) | 処理区域内人口 (人) | 普及率 (%) |
| 124,438 | 71,833 | 57.7 |

(3) 平成23年度公共下水道事業の財源内訳

(単位：千円)

| 事業費額 | 国庫補助金 | 起債 | 受益者負担金 | 一般会計繰入金 |
|-----------|---------|-----------|--------|---------|
| 1,748,700 | 426,979 | 1,230,600 | 41,909 | 49,212 |

(4) 受益者負担制度

本制度は、都市計画事業として執行する公共下水道の建設に伴い、その事業の一部に充てるため、受益の範囲内において、都市計画法の規定に基づき負担金を徴収する制度である。

・受益者負担金を納める者 (受益者)

公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者。ただし、その土地に権利者 (地上権者、質権者、賃借人又は使用借主) がいる場合にはその権利者。

・受益者負担金の額

賦課対象区域公告日現在において受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積に対して、下記の表の左欄に掲げる区域に対し、同表右欄に定める額を乗じて得た額とする。

(24. 3. 23 改定)

| 排水区域 | 1平方メートル当りの額(円) |
|--------|----------------|
| 第1次排水区 | 152 |
| 第2次排水区 | 210 |
| 第3次排水区 | 210 |
| 第4次排水区 | 252 |
| 第5次排水区 | 269 |
| 第6次排水区 | 339 |

・負担金の徴収

負担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合並びに公的扶助を受けている者等については、負担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いに困る者については、事情により徴収を猶予する。

(5) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

- ア 改造工事1件につき50万円以下
- イ 無利子
- ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から
- エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

- ア 処理区域内、処理区域外又は利用可能区域内の建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。
- イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。

ウ 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を完納している者であること。

- ・利用状況(23年度) 件数 35件
金額 1,590万円
- ・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(6) 水洗便所普及状況 (24. 4. 1 現在)

| 処理区域内 | | 水洗化状況 | | 水洗化率(%) |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 世帯数 | 人口(人) | 世帯数 | 人口(人) | |
| 33,092 | 72,462 | 29,937 | 64,964 | 89.7 |

注1：処理区域内人口には外国人を含む。

注2：処理区域外を含む水洗化状況は、31,539世帯、68,440人である。

(7) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(22. 4. 1 改定)

| 区分 | 使用料(1月につき) | | | |
|------|--------------------------|---------|--|-----|
| | 基本水量 | 基本料金(円) | 超過料金(円) (排除汚水量1m ³ につき) | |
| 一般汚水 | 10m ³ まで | 950 | 10m ³ を超え20m ³ まで | 130 |
| | | | 20m ³ を超え50m ³ まで | 175 |
| | | | 50m ³ を超え100m ³ まで | 200 |
| | | | 100m ³ を超えるもの | 215 |
| 湯屋汚水 | 排除汚水量1m ³ につき | | 25 | |

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8m³と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(8) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を指定した排水設備指定工事店制度を設け、必要な規制を行っている。

6 下水処理場

| | |
|----------|--|
| 所在地 | 菊本町二丁目15番1号 ☎34-3410 |
| 敷地面積 | 14万9,766.99㎡ その他水源池用地 82.23㎡ |
| 構造及び建物面積 | ポンプ棟 鉄筋コンクリート地下3階 地上1階 3,966.81㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階 4,617.43㎡ 機械棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階 4,814.40㎡ 汚泥濃縮棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階 1,307.36㎡ その他7室 鉄筋コンクリート平家（水源池ポンプ室を含む）638.54㎡ 計 1万5,344.54㎡ |

| | |
|------|---------------------------------------|
| 事業費 | 199億7千万円 |
| 供用開始 | 昭和55年3月 |
| 運営状況 | 当処理場は、管理部門と運転部門に分かれ、運転部門は民間会社に委託している。 |

施設の概要

| 施設の名称 | | 全体計画 | 事業計画 |
|-------|--------|--------------|---------------------|
| 電気施設 | 受電電力 | 受電電圧 契約電力 | 6,600 V 870kw |
| | 自家発電設備 | 発電電圧 発電電力 | 6,600 V 2,000kVA |
| 水処理施設 | 汚水沈砂池 | 3池 | 2池 |
| | 汚水ポンプ | 6台 | 5台 |
| | 着水井 | 1池 | 1池 |
| | 最初沈澱池 | 7池 | 3池 |
| | 反応タンク | 8池 | 5池 |
| | 最終沈澱池 | 8池 | 5池 |
| | 塩素混和池 | 2池 | 1池 |
| | 送風機 | 4台 | 4台 |
| 施雨設水 | 雨水沈砂池 | 4池 | 4池 |
| | 雨水ポンプ | 5台 | 5台 |

| 施設の名称 | | 全体計画 | 事業計画 |
|--------|----------|--|------|
| 汚泥処理施設 | 汚泥重力濃縮槽 | 2槽 | 2槽 |
| | 汚泥機械濃縮 | 2基 | 1基 |
| | 汚泥消化槽 | 4槽 | 3槽 |
| | ガスタンク | 2基 | 1基 |
| | ボイラー | 3台 | 2台 |
| | 脱硫塔 | 2基 | 1基 |
| | 脱水機 | 3台 | 2台 |
| | 余剰ガス燃焼装置 | 1基 | 1基 |
| その他 | 連絡管廊 | 1式 | 1式 |
| | 放流渠 | 2カ所 | 2カ所 |
| 水源池施設 | | φ80mm×0.45m ³ /min 1台 契約電力 220V 14KW 自家発電設備 24KVA | |

7 一般下水路

排水路、下水路及び小規模下水管の整備を行い、住民の生活環境改善を図るため鋭意実施中である。

平成23年度実績

| | |
|-------|-----------|
| 整備事業費 | 133,749千円 |
| 延長 | 990.9 m |

8 河川

河川の適正な管理を行い、住民の生活環境改善を図るため鋭意実施中である。

平成23年度実績

| | |
|-------|------------|
| 整備事業費 | 28,957千円 |
| 整備箇所 | 大谷川外2河川を改良 |

9 排水ポンプ場

(24. 4. 1 現在)

| ポンプ場名 | 設置場所 | 計画排水面積(ha) | ポンプ口径(mm) | 台数(台) | 原動機の種類 | 排水能力(m ³ /h) |
|-------------|------------------------|------------|-------------------|-------------|------------------------|-------------------------|
| 惣開 | 惣開町4番25号 | 40.0 | 350 700 | 1 2 | 水中モーター エンジン | 8,418 |
| 土場 | 新田町一丁目4番31号 | 114.1 | 800 1,200 | 1 2 | モーター エンジン | 29,400 |
| 王子 (県施設) | 新田町一丁目4番28号 | | 1,200 500 | 2 1 | エンジン 水中モーター | 24,000 |
| 西原 | 西原町三丁目1番1号 | 13.6 | 1,000 500 | 2 1 | エンジン 水中モーター | 16,800 |
| 港町 | 港町16番26号 | 11.3 | 500 500 700 | 1 2 1 | 水中モーター エンジン エンジン | 8,400 |
| 沢津 | 清水町12番13号 | 84.4 | 800 1,000 | 1 3 | モーター エンジン | 31,800 |
| 垣生北 | 垣生六丁目6番31号 | 54.2 | 500 | 1 | 水中モーター | 2,400 |
| 多喜浜 | 多喜浜二丁目16番7号 | 104.0 | 700 900 | 1 1 | モーター エンジン | 9,480 |
| 白浜 | 多喜浜四丁目4番52号 | 29.0 | 250 500 600 | 1 1 1 | モーター 水中モーター エンジン | 5,808 |
| 菊本 | 菊本町二丁目15番1号 | 40.1 | 600 1,000 | 1 3 | モーター エンジン | 28,740 |
| 垣生 | 垣生三丁目5番6号 | 55.2 | 700 1,200 | 1 1 | エンジン エンジン | 15,996 |
| 多喜浜 新田 | 多喜浜三丁目4番67号 | 10.0 | 500 800 | 1 1 | エンジン 水中モーター | 7,200 |
| 江の口 | 垣生三丁目2番7号 | 192.0 | 800 1,200 | 1 5 | モーター エンジン | 64,800 |
| 宇高 | 宇高町四丁目13番22号 | 140.0 | 1,000 | 2 | エンジン | 15,900 |
| 東浜 | 阿島一丁目12番23号 | 62.8 | 800 | 2 | 水中モーター | 10,800 |
| 黒島 | 黒島二丁目1番29号 | 14.0 | 500 | 2 | 水中モーター | 4,800 |
| 松神子 | 長岩町4番27号 | 73.5 | 800 1,000 | 1 2 | エンジン・モーター エンジン | 23,400 |
| 新須賀 | 新須賀町四丁目14番34号 | 0.7 | 300 | 1 | 水中モーター | 828 |
| 磯浦 | 磯浦町乙232番地の4地先 | 9.0 | 150 500 | 1 1 | 水中モーター 水中モーター | 2,730 |
| 中須賀 | 中須賀町一丁目 1185番地の18地先 | 1.0 | 200 250 | 1 1 | 水中モーター 水中モーター | 1,020 |
| 旧江の口 | 松神子1040番地の2地先 | 5.0 | 500 | 1 | 水中モーター | 2,400 |
| 南白浜 | 多喜浜四丁目6番15号地先 | 5.2 | 500 | 1 | 水中モーター | 1,860 |
| 新白浜 | 多喜浜五丁目1番90号地先 | 40.0 | 500 | 1 | 水中モーター | 2,400 |
| 切抜 | 阿島二丁目17番3号地先 | 6.0 | 500 | 1 | 水中モーター | 2,400 |
| 新磯浦 | 磯浦町11番地先 | 0.5 | 200 | 1 | 水中モーター | 348 |
| 宮西 | 宮西町5番地先 | 12.5 | 500 200 | 1 1 | 水中モーター 水中モーター | 2,712 |
| 大島 | 大島131番地先 | 4.9 | 300 | 1 | 水中モーター | 780 |
| 久保田 | 一宮町二丁目5番20号地先 | 40.8 | 500 | 1 | 水中モーター | 1,800 |
| 中央 | 西原町二丁目7番66号 | 73.6 | 800 1,200 | 1 3 | モーター エンジン | 35,100 |
| 落神 | 落神町1地先 | 44.2 | 250 | 3 | 水中モーター | 1,260 |
| 南小松原 | 南小松原町9番地先 | 10.2 | 500 | 1 | 水中モーター | 1,800 |
| 国領 | 船木4884番地の1 | 1.5 | 250 | 2 | 水中モーター | 828 |
| 磯浦西 | 磯浦町7番地先 | 33.1 | 350 | 2 | 水中モーター | 1,800 |
| 東田 | 東田二丁目1773-10地先 | 1.2 | 200 | 2 | 水中モーター | 600 |

